

事 務 連 絡
平成26年2月24日

関係建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

除排雪への協力に関する繰越等の取扱いについて

今冬期の記録的な大雪に際して、道路、ライフライン等の除排雪への協力に感謝申し上げます。

国土交通省では、除排雪への協力に関して、協力事業者が受注している公共工事の繰越手続き等について、下記の通り対応しておりますのでお知らせします。

貴団体におかれましては、傘下の建設企業に対して、本通知の周知をお願いします。

記

1. 工事の一時中止命令等について

公共工事標準請負約款第20条第2項においては、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるとされています。

当面の除排雪作業の実施には、建設企業の協力が不可欠であることから、国土交通省の直轄工事については別添1-1、地方公共団体発注の工事については別添1-2のとおり、受注者の除排雪への協力に伴う工事の一時中止命令などの取扱いについて通知しております。

2. 国土交通省関係予算の繰越事務手続について

国土交通省では、本年2月14日から15日にかけて関東地方等で続いた大雪に係る工期延伸等への対応も含め、平成24年度補正予算等で措置された事

業の事故繰越や、平成25年度予算の繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）の活用について、別添2-1のとおり、支出負担行為担当官（本省、直轄機関及び事務委任をしている都道府県）あてに通知するとともに、別添2-2のとおり、中央公共工事契約制度運用連絡協議会各会員及び各地方公共工事契約業務連絡協議会事務局あてに周知しております。